

平戸市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月25日(金) 午後2時から午後3時5分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(農業委員17人)

会長 19番 丸田 保

会長職務代理者 8番 川村 政幸

農業委員

1番 蜜山 隆満 3番 阿部 榮 4番 小川 隆友 5番 本山 勝茂

6番 松本 一郎 7番 谷本 雅嗣 9番 前川 一夫 10番 榎屋 可恵

11番 青崎日出男 12番 大山 荒助 13番 山下 忠平 14番 松山 浩幸

15番 藤沢 和正 16番 大山 光敏 17番 福田 延之

最適化推進委員 16人

赤木 重夫 前原 正行 山口 隆徳 川口 政基 松尾 正幸

永田 順三 濱崎 保久 川口 達次 野元 義和 松本 浩

吉村 和好 富岡 敏 中村 正利 村尾 昌彦 山村 茂巳

末吉 清彦

4. 欠席委員(農業委員2人、推進委員2人)

2番 岡村 勝彦 18番 永田 守

推進委員 宮田 克幸 森 健雄

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第22号 農地法第3条に係る合意解約について

報告第23号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第60号 空き家に付属した農地の指定について

議案第 61 号 非農地通知申出について

議案第 62 号 第10回農用地利用集積計画（案）について

議案第 63 号 第9回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第 64 号 農地台帳の点検の実施について

第6 閉 会

6. 事務局

農業委員会

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健

主査 山本 寿子 主任主事 大石 英樹

農林課

主査 村瀬 泰大

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度1月期 第10回総会を開会いたします。
はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

○丸田会長

皆さんこんにちは。本日は1月期の第10回総会をご案内いたしましたところ皆様方には大変ご多忙の中にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

皆様方におかれましてはご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えになられたことと心からお喜び申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと大変、自然災害の多い年ではなかったかと思っております。地震或いは局地的な大雨、そういった予想もつかないような災害があっちこちで発生しております。ここ平戸におきましても何事も無く過ごした1年ではなかったかと思えます。年を明けて3日の日には、また熊本の方で地震の方が発生したわけであります。大事にならなければいいがなあと思っておりましたが、今のところそういった被害も無いと報道しているわけですが、今年は何んと言っても年号が変わる歴史的な年でもございます。4月1日には新しい年号が発表になる。5月からは新年号のもと新しい時代の幕開けでございます。そういった記念すべき年になるようでございます。さっき言いましたが自然災害の無い、そして皆様方の暮らしが豊かに安全に暮らせる1年になればなあという風に考えているところでございます。

昨年から、先ほど局長が申しましたとおり県のご指導の下に1. 1. 1運動の取組みについて皆様方から大変なご努力を頂いているわけであります。本年も相変わらず県のご指導の下に、そういった諸々の運動を推進していかねばならないわけですので、どうか一つ今年もよろしくご協力をお願いいたします。

今日、局長の方から予定を申し上げましたとおり、県農業会議から前田課長さんがたぶん見えられるじゃないかと思いますが、約1時間の予定で研修会を開かさしていただくようお願いをいたしております。今日は佐世保市も農業委員会総会が同時に行われております。佐世保市も終了後、講習会があつて新年会も予定されております。全く時間帯は平戸と佐世保と一緒にございます。どうか一つ今日も最後までよろしくお願いいたします。

本日の議案ですけれども、報告事項を含めて10件の議案審議をお願いするものでございます。どうか最後まで慎重なるご審議を頂きますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は2番 岡村勝彦委員、18番 永田守委員、最適化推進委員の宮田克幸委員、森健雄委員から欠席の届出があつておりますので、ご報告いたします。

よって、出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長にお願いいたします。

○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、「5番 本山 勝茂」委員と「6番 松本 一郎」委員をお願いをいたします。

書記には事務局職員の山本主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、1月期の会務報告と、2月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに1月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(1月会務報告を報告)

次に2月の行事予定を申し上げます。

(2月行事予定を報告)

以上が会務報告及び行事予定であります。

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成30年度・2月期の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。次回総会を2月25日(月曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を2月25日(月曜日)午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《報告第22号 農地法第3条に係る合意解約について》

○議 長

これより議事に入ります。はじめに報告第22号「農地法第3条に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

2ページをお願いします。報告第22号「農地法第3条に係る合意解約について」です。番号1番は農地中間管理機構を利用した貸借を予定しているため解約するものであります。

(報告第22号整理番号1番を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手

を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第22号については、届出のとおり処理済といたします。

《報告第23号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議 長

次に、報告第23号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。
事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

3ページをお願いします。報告第23号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」
です。番号1番、2番は借り人死亡による解約、3番は農地中間管理機構を利用した貸借を予定
しているため解約するものであります。

(報告第23号整理番号1番から3番を朗読:3件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手
を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第23号については、届出のとおり処理済といたします。

《議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

○事務局

4ページをご覧ください。議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。1番は、坊方町字下坊の畑で1筆、727㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

2番は、深川町字福田の田で1筆、1,488㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

3番は、下中野町字辻の田・畑で計12筆、18,289㎡を経営規模拡大のため使用貸借で行なうものであり、借受人の耕作面積は下限面積以上であります。

詳しくは別添の農地法第3条調査書をご覧ください。

(議案57号を朗読:3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第57号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第57号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について》

○議長

次に、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。ただし、この案件は2件とも県の追認事項でありますので関係委員の補足説明は省略いたします。それでは事務局より提案説明を求めます。

○事務局

5ページをご覧ください。議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。変更理由のとおり今回の申請地について、2件とも申請人他3名の共有での申請で1番2番は隣接しています。

県の追認事項案件で1番の申請農地は川内町字地行所の畑で1筆、504㎡です。農地種別は第2種となっており、昭和34年頃に住宅、作業所、倉庫を建設し、平成5年にも倉庫を建てている状態です。

2番は川内町字地行所の畑で1筆、100㎡です。農地種別は第2種となっており、1番同様に駐車場として利用してきたものであります。

(議案第58号を朗読、パワーポイントを併用して説明:2件)

○議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

○委員

今回、20年もたった案件が出された事由は何ですか。

○事務局

行政書士の方から代理申請が出されているんですけども、農地のままになっているということで、周辺の道路整備があつておまして、その関係で地目が畑のままになっていると、台帳上、畑のままになっているのはおかしいのではないかとということで遡って違反転用の申請がなされたということです。

○委員

申請者の中に転用等もご存知の方もいると思われませんが、その辺はどういう風に対処されました。

○事務局長

建てたのが先代の名義で建てておられるようで、そういうことから申請者他3名の共有名義となっており、現在は製造業の方が相続があるんだろうと思われませんが、土地については共有名義となっておりますのでこのような申請となっております。

○委員

農業委員会の問題ではなくて税務課の問題と思うんですが、家を建てた、そうすると固定資産税がかかる、そうすると農地のままで課税するのはおかしくなる。その辺のところは税務課の対応はどうですか。

○事務局

台帳上、いわゆる登記簿上は農地となっておりますが、税の課税上は現況課税となっておりますので、宅地で課税されております。

○委員

そういう場合、行政間の調整は当然しなければならないと思いますが、農業委員会は言われなければ知らないでしょうが、税務課も課税する側の責任もあると思うんですが。

○事務局長

過去は、そういう状況であったと思うんですが。現在は、建物が建ち初めた或いは建った時は税務課が地目・地番を調べて農地のままになっている場合は農業委員会の許可があっているのかを確認して、もらって無いとなると農業委員会の方からストップをかけて、それは申請が必要ですとしておりますので、現在はそういうことはありませんが、過去においては自費で建てている場合があり、本人さんが農地法を知らなかったとして農地のままになっていた。当時税務課から連絡があっていないようだったのでこのような案件となったようです。

○議長

他にありませんか。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第58号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第58号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について》

○議長

次に、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

6ページをご覧ください。議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

1番の申請農地は下中野町字牟田の畑で1筆、498㎡です。住宅建設のための転用申請です。農地種別は第2種となっており、所有権移転を売買で行います。住宅は、木造平屋建で排水は合併浄化槽を設置し、雨水も道路側溝に流す計画で周りの農地については日照、通風にも問題は無いと思われま

す。2番の申請農地は下中野町字牟田の畑で1筆、156㎡です。道路建設のための転用申請です。農地種別は第2種となっており、所有権移転を売買で行います。1番の住宅建設による取り付け道路で雨水も道路側溝に流す計画で周りの農地については日照、通風にも問題は無いと思われま

す。3番の申請農地は田平町大久保免字阿弥陀田の畑で1筆、1,952㎡です。太陽光発電施設建設のための転用申請です。農地種別は第2種となっており、所有権移転を売買で行います。太陽光施設を設置し排水は道路側溝に流す計画で周りの農地については日照、通風にも問題は無いと思われま

(議案第59号を朗読、パワーポイントを併用して説明:3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

第59号の1番と2番の案件について補足説明をさせていただきます。1月15日9時より農業委員、推進委員、申請人の代理人、事務局で現地確認をしております。先ほどから説明があつておりますように県道より100m程入って、川内峠と川内に下る道の横にある申請地です。周辺には住宅、農地があるわけですがけれども日照等にも何ら影響は無いと思われました。住宅ですので

排水、雨水についても市道の排水路の方に流すということで話を聞いております。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

○委員

3番の補足説明をします。15日11時頃から田平地区農業委員、推進委員、申請人の代理人の方、事務局で現地確認を行いました。申請地は現在、自己保全中で草も生えていたんですが、申請人は県外の太陽光設備の設置を手がけている方で平戸市内で太陽光発電設備を計画しているということです。雨水については道路側の側溝に流すということで周辺農地も譲渡人の所有農地でありまして現在耕作は行っていないということで問題は無いと思われまして。日照、通風なども周りの農地に影響は及ぼさないと見受けられました。現在のところ申請地のとなりに住宅地がありますが計画時に内諾を頂いているとの事でした。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第59号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第59号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第60号 空き家に付属した農地の指定について》

○議長

次に、議案第60号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

○事務局

7ページをご覧ください。議案第60号「空き家に付属した農地の指定について」です。

申請農地は大山町字大山平の田で1筆、1,649㎡です。平成30年8月総会で空き家バンクに付属した農地の取得の下限面積は1㎡から取得できること、遊休農地であること、空き家に隣接する場合とはある程度の距離にあり農作業ができること、取得する場合はあらかじめ3条の許可が必要で取得後の5年間は耕作していただくことが条件となります。

(議案第60号を朗読、パワーポイントを併用して説明:1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

第60号議案の補足説明をさせていただきます。1月15日9時より農業委員、推進委員計6名、事務局2名、地域協働課定住推進班2名の計10名で現地確認を行いました。

本案件は、空き家バンクの取組みの中で農地付き空き家に伴う特例として農地法施行規則第17条2項において空き家に付随する農地について下限面積を1㎡まで引き下げ、新規就農者を呼び込むと先ほど事務局からも説明がありましたとおり、この制度に適用となる土地と思われます。スライドで見ていただいたとおり申請地は通風、日照も良好で荒廃も無く、空き家のほんの目の前で付随しており、遊休農地であること。地域の農家の効率的、総合的に利用の確保に支障をきたす恐れも無いこと。以上の2要件もクリアしていることを確認し、空き家に付随した農地として指定することで遊休農地の解消につながり農地の活用も図られるものと期待します。皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

○委員

この農地については、自分でも汗を流して耕せば畑になるのかなと思います。これよりもうちよっと木立が生えてきたときは自分の力では畑に戻せないという状態もあると思うんですが、そういう場合も自腹というか自費で農地に戻さなければならないのですかね、何か補助事業とかあるんですか。

○事務局

先ず農林課の事業ですが、今年度までは色々な補助があったんですが、来年度から補助制度が変わってきております。補助内容が農業委員会で担当する分、農林課で担当する分、減ってきておりまして、新たな補助制度も確認しておりませんので、確認させていただきます。それからこの空き家バンクに関する部分で補助も併せて確認させてください。この場合は遊休農地としてで荒廃農地は考えていないので、そういう場合何らかの手立てはあるか、農林課・地域協働課含めて確認させてください。

○委員

要望としては、けっこう時間もかかりますし、費用面でもかかると思うんですよ。できたら空き家に戻ってもらって農地も買いたいということであれば、整備していただくための費用もいくらかなりと出していただければもっと推進できるのかなと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

他にございませんか。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第60号については、原案のとおり空き家に付属した農地として指定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第60号については、原案のとおり空き家に付属した農地として指定いたします。

《議案第61号 非農地通知申出について》

○議長

次に、議案第61号「非農地通知申し出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

8ページをご覧ください。議案第61号「非農地通知申出について」です。1番は川内町字地行所の畑で1筆、94㎡、現況が自然荒廃により山林・原野化している状況でした。

2番は田平町以善免字中ノ原の田で1筆、666㎡、現況が自然荒廃により山林・原野化している状況でした。

3番は大島村前平字地蔵ノ元の田で2筆、計3,385㎡、現況が自然荒廃により山林・原野化している状況でした。

(議案61号朗読、パワーポイントを併用して説明:3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

1番の補足説明をします。スライドでありましたように下の部分は先ほどの県の追認案件のところでありました。ちょっと上の左に上っていくところですが、事務局説明がありましたように急傾斜地であり15年程前に法面の工事が行われた、地すべりだったと思います。その残地であって、スライドで見たとおりの農機具も進入できない状態となっていました。これでは耕作もできる農地ではありませんでしたので、皆様方のご審議をよろしくお願いします。

○小川委員

2番の補足説明をします。事務局の説明どおり自然荒廃しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員

3番の補足説明をします。15日農業委員、推進委員、事務局、本人とで2時から立会い、現地調査を行いました。本人から色々話を聞いてみますと20年以上も耕作されておらず、竹とか暖竹が生い茂っておりまして、中に入って境を見つけましたが、そこまでたどり着けない状態でした。到底耕作もできる状態ではないかと確認をしてきましたので、皆様のご審議の程よろしくお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質議を行います。事務局並びに、地区の担当

委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第61号については、原案のとおり非農地と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第61号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《議案第62号 第10回農用地利用集積計画(案)について》

○議 長

次に、議案第62号「第10回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第62号「第10回農用地利用集積計画(案)について」です。9ページから13ページになります。10ページをお開きください。1番は、利用権設定各筆明細の賃貸借で新規設定1件、1筆、2,309㎡、2番から3番は利用権設定各筆明細の使用貸借で新規設定2件、計4筆、計4,634㎡です。4番から19番までは中間管理機構を利用した貸借で、使用貸借は新規設定10件、計36筆、計39,482.4㎡、賃貸借は新規設定6件、計13筆、計17,402㎡です。

(整理番号1番から19番を朗読:19件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かご質議ございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第62号については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第62号については、集積計画のとおり決定いたします。

《議案第63号 第9回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議 長

次に、議案第63号「第9回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第63号「第9回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。14ページ、17ページになります。15ページをお開きください。1番から4番までは、農地中間管理機構による賃貸借で再設定は1件、3筆、2,445㎡です。新規設定は3件、13筆、計17,402㎡です。

5番から15番までは、農地中間管理機構による使用賃貸借で再設定が1件、2筆、2,062㎡です。新規設定は10件、36筆、計39,482.4㎡です。

(整理番号1番から15番までを朗読:15件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第63号については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第63号については、配分計画のとおり決定いたします。

《議案第64号 農地台帳の点検の実施について》

○議長

次に、議案第64号「農地台帳の点検の実施について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書18ページをお開きください。議案第64号「農地台帳の点検の実施について」です。対象者、世帯、面積については記載のとおりであります。農地台帳整備等実施規程に基づき1月から3月までに農地台帳の点検を実施するものです。

内容としては、年間の農業従事日数が60日以上あることで、判断を行っていただきます。

リストについてはお手元にお配りさせていただいておりますので、3月総会までに確認されまして、出来次第提出をお願いいたします。農業委員会選挙人名簿の確認がなくなりまして、農地台帳の点検リストでの確認作業を毎年実施していただいている分になります。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、後日、農地台帳の点検について、確認審査をお願いいたします。なお、点検事項で質問などがある方は、事務局へ逐次お尋ねください。

○議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議 長

これもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第10回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 午後3時5分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

農地法第3条調書

農地等利用最適化推進施策等に関する意見書に対する回答書

平成30年度農地利用意向調査結果報告(中間状況)

別段面積の設定についての資料

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

主査 山本 寿子

議事録署名

平成31年2月1日

会 長 丸 田 保 印

5番委員 本 山 勝 茂 印

6番委員 松 本 一 郎 印